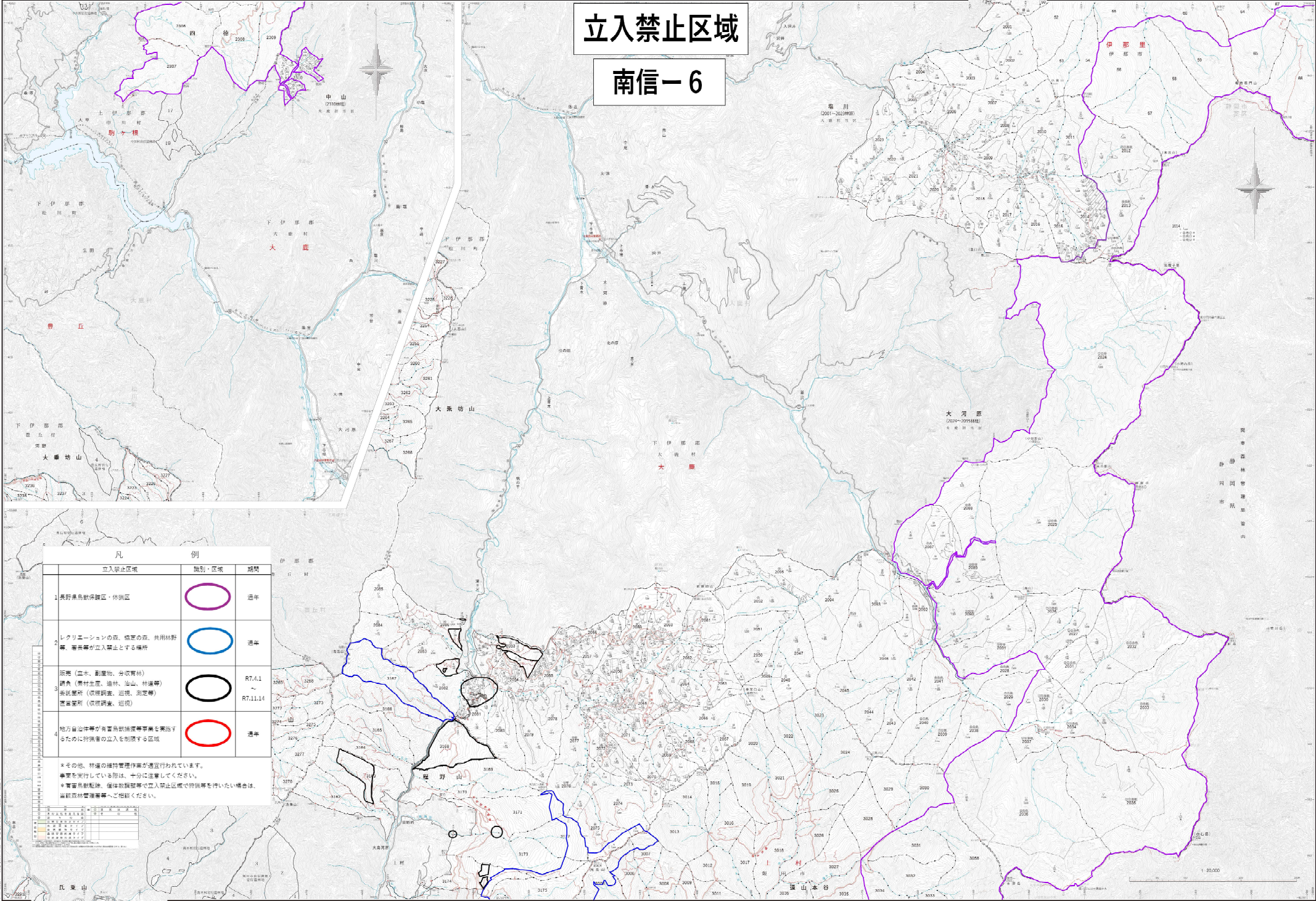


立入禁止区域

南信一6



凡 例			
立入禁止区域	識別・区域	期間	
1.長野県鳥獣保護区・休猟区		過年	
レクリエーションの森、憩いの森、共用林野 等が立入禁止とする場所		過年	
阪電(血水、副産物、分収育林) 調査(養材生産、造林、治山、林道等) 委託箇所(のり調製、巡視、測定等) 調査箇所(のり調製、巡視)		R7.4.1 ～ R7.11.14	
地方自治体等が鳥獣害対策等事業を実施する ために狩猟者の立入を制限する区域		過年	

※その他、特選の維持管理作業が適宜行われています。
事業を実施している際は、十分に注意してください。
※長野県鳥獣保護、個体数調査等が立入禁止区域で狩猟者を待たいたい場合は、
当該森林管理事務へご相談ください。

